

市内各拠点における土地利用の誘導について②(立地適正化計画)

1-1 都市機能誘導区域の検討

資料 2 - 2 ②

	位置付け	考慮事項
広域拠点エリア	京都の都市活力を牽引	幹線道路（西大路・丸太町・東大路・九条通）で囲まれた範囲
らくなん進都	【都市マス】 国内外の最先端のものづくり企業の生産・本社・研究開発・業務・流通機能の集積 【らくなん進都まちづくり推進プログラム】 最先端のものづくり企業の本社・研究開発・生産機能を集積	らくなん進都まちづくり推進プログラムの区域

1-2 誘導施設の検討 オフィス（事務所・研究所）

事業区域（敷地面積）500㎡以上，
道路や広場等の公共施設の整備を伴うもの

多くの企業や人が活動するエリア特性を活かしたもの

2 居住誘導区域の検討

	考慮事項
市街化区域	工業・工専地域，土砂災害特別警戒区域，急傾斜地崩壊危険区域を除く（都市計画運用指針）

* 住工調和を図る工業地域や工専地域，建築物の構造が制限される土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域は，「住宅開発届出区域」を指定

* 居住誘導区域の「内・外」に関わらず，ハザード（土砂災害特別警戒区域，土砂災害警戒区域，急傾斜地崩壊危険区域，浸水想定区域）を周知